3　科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。

4　大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5　［略］

第九章の二　学部等連係課程実施基本組織に関する特例

（学部等連係課程実施基本組織）

第四十二条の三の二　大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学部等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下この条及び別表第一において「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。

2　学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の学部等（以下この条において「連係協力学部等」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。

3　学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。

4　学部等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。

5　第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十三条、第十八条、第三十七条の二、第十章から第十三章まで、第三十九条、第五十七条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

第十二章　工学に関する学部の教育課程等に関する特例

（課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数）

第四十九条の四　第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、第一号に掲げる場合にあつては別表第一イの表に定める数、第二号に掲げる場合にあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

一　当該学部が一の専攻分野のみを有する場合　別表第一イの表の中欄に定める教員数とする。収容定員が同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

二　当該学部が二以上の専攻分野を有する場合　別表第一イの表の下欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

2　科目等履修生に対する単位の授与については、第二十七条の規定を準用する。

3　大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第十三条、第三十七条及び第三十七条の二に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4　［同上］

［章を加える。］

［条を加える。］

第十二章　工学に関する学部の教育課程等に関する特例

（課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数）

第四十九条の四　第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、イにあつては別表第一イの表に定める数、ロにあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

一　当該学部が一の専攻分野のみを有する場合　別表第一イの一学科で組織する場合の専任教員数の表の下欄に定める教員数とする。収容定員が同表の中欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

二　当該学部が二以上の専攻分野を有する場合　別表第一イの二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数の表の下欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同表の中欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇人につき教員三人の割合により算出される数に専攻分野の数を乗じた数の教員を増加するものとする。